

○南相馬市環境回復推進委員会設置要綱

平成23年12月5日

告示第105号

改正 平成29年4月3日告示第100号

平成31年3月29日告示第62号

令和2年8月12日告示第177号

令和5年3月28日告示第52号

(設置)

第1条 市は、南相馬市除染実施計画の安全、かつ、効果的・効率的な推進及び放射性物質による環境汚染からの回復を図るため、南相馬市環境回復推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 除染方法及び放射性物質による環境汚染からの回復についての助言・指導に関すること。
- (2) 除染事業業務委託等のプロポーザル方式に係る審査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、除染及び放射性物質による環境汚染からの回復の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱又は任命する。

- (1) 放射線に関する専門家
- (2) 農地等の土壌等に関する専門家
- (3) 総務部長
- (4) 復興企画部長
- (5) 市民生活部長
- (6) 農林水産部長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。
- 4 委員長が特に必要と認めるときは、ウェブ会議等の方法により、会議に出席することができる。

(書面による議事)

第7条 委員長が特に必要と認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

- 2 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる委員は委員会に出席したものとみなす。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この告示の施行後初めて委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱した日から平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成29年4月3日告示第100号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第62号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月12日告示第177号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日告示第52号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。